

上場申請のための有価証券報告書

(I の部)

上場申請会社

セントラルフォレストグループ株式会社

提出会社

株式会社トーカン

国分中部株式会社

目次

頁

【表紙】

第一部【組織再編成に関する情報】	1
第1【組織再編成の概要】	1
1【組織再編成の目的等】	1
2【組織再編成の当事会社の概要】	3
3【組織再編成に係る契約】	4
4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】	12
5【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】	14
6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】	14
7【組織再編成に関する手続】	16
第2【統合財務情報】	17
第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】	19
第二部【企業情報】	20
第1【企業の概況】	20
1【主要な経営指標等の推移】	20
2【沿革】	20
3【事業の内容】	21
4【関係会社の状況】	22
5【従業員の状況】	22
第2【事業の状況】	24
1【業績等の概要】	24
2【生産、受注及び販売の状況】	24
3【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	25
4【事業等のリスク】	26
5【経営上の重要な契約等】	28
6【研究開発活動】	28
7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
第3【設備の状況】	30
1【設備投資等の概要】	30
2【主要な設備の状況】	30
3【設備の新設、除却等の計画】	31
第4【上場申請会社の状況】	32
1【株式等の状況】	32
2【自己株式の取得等の状況】	36
3【配当政策】	36
4【株価の推移】	37
5【役員の状況】	38
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】	40
第5【経理の状況】	42
第6【上場申請会社の株式事務の概要】	70
第7【上場申請会社の参考情報】	71
1【上場申請会社の親会社等の情報】	71
2【その他の参考情報】	71

第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】	72
第四部 【上場申請会社の特別情報】	72
第1 【最近の財務諸表】	72
第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】	72

【表紙】

【提出書類】 上場申請のための有価証券報告書（Iの部）

上場申請会社であるセントラルフォレストグループ株式会社（以下「当社」または「上場申請会社」といいます。）は、株式移転（以下「本株式移転」といいます。）により平成31年4月1日に設立登記する予定であります。

（注） 本報告書提出日の平成31年2月1日においては、当社は設立されておりませんが、本報告書は、設立予定日である平成31年4月1日現在の状況について説明する事前提出書類でありますので、特に必要のある場合を除き、予定・見込みである旨の表現は使用していません。

（上場申請会社）

【提出先】 株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 竹田 正樹 殿

【提出日】 平成31年3月1日

【会社名】 セントラルフォレストグループ株式会社

【英訳名】 Central Forest Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永津 嘉人

【本店の所在の場所】 名古屋市熱田区川並町4番8号

【電話番号】 下記統合2社の連絡先をご参照願います。

【事務連絡者氏名】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

（新規上場申請のための有価証券報告書提出会社）

【会社名】 株式会社トーカー

【英訳名】 TOKAN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 永津 嘉人

【本店の所在の場所】 名古屋市熱田区川並町4番8号

【電話番号】 (052)671-2299

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 神谷 亨

【最寄りの連絡場所】 名古屋市熱田区川並町4番8号

【電話番号】 (052)681-8218

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員 神谷 亨

【会社名】	国分中部株式会社
【英訳名】	KOKUBU CHUBU CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福井 稔
【本店の所在の場所】	名古屋市北区浪打町二丁目35番地
【電話番号】	(052)911-3161
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営統括部長兼人事総務部長兼経理財務部長 佐野 康夫
【最寄りの連絡場所】	名古屋市北区浪打町二丁目35番地
【電話番号】	(052)911-3161
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 経営統括部長兼人事総務部長兼経理財務部長 佐野 康夫

第一部【組織再編成に関する情報】

第1【組織再編成の概要】

1【組織再編成の目的等】

1. 経営統合の目的及び理由

(1) 経営統合の理由

株式会社トークン（以下「トークン」といいます。）は「食生活の創造カンパニー」として、商品を安全・安心に、安定したサービスでお届けすることはもとより、季節に合わせた旬な食材、地域独自の味覚や食文化、伝統的な和食文化の継承と海外の食文化との融合など、わが国の「食」の多様性を支えるとともに、新しい「食」を創り出し、食生活を豊かにすることに努めてまいりました。また、創業時より中京エリアを中心に事業の展開を続け、地域に密着したリージョナル・ホールセラーとして「地元企業」の皆様と共に成長を続けてまいりました。

国分中部株式会社（以下「国分中部」といいます。）は、昭和36年、国分株式会社（現 国分グループ本社株式会社）であり国分中部の親会社、以下「国分グループ本社」といいます。）名古屋出張所として開設いたしました。以降、54年の歳月を経て平成28年、国分株式会社中部支社、東海国分株式会社、北陸国分株式会社の3社を統合し、国分中部を発足いたしました。そして国分グループ本社及びそのグループ企業は「食のマーケティングカンパニー」として、顧客の真のビジネスニーズに対して主体的に応え続け、顧客満足度No. 1企業になる、をビジョンに掲げ、「地域密着 全国卸（地域・地方に根ざし、エリア毎の食経済圏を担うメインプレーヤーとなると同時に、エリア間の結びつきを強め、国内外のネットワークを活かし、全国レベルでの機能を提供できる卸売業）」を目指しており、国分中部はそのビジョンの実現に向け事業活動を行っております。

しかしながら近年の食品流通業界におきましては、消費者マインドの改善に持ち直しの動きが見られるものの、依然として消費者の節約志向が継続していることによる価格競争に加え、業種・業態の垣根を越えた競争の激化により引き続き厳しい状況にあります。また、人手不足が深刻化し人件費や物流費が高騰する中、業務の一部を機械化するなど省人化に向けた取組みや労働環境改善のための働き方改革を進めております。そして中長期的には国内人口の減少、少子高齢化やIT革新、生活者のライフスタイルの多様化等の環境変化により、トークン及び国分中部（以下、総称して「両社」といいます。）におきましても変革が求められております。

このような状況の下、環境変化へ迅速に対応し競争を勝ち抜いていくためには、持株会社体制の下で両社がそれぞれ独自に確立してきた経営体制や事業運営については尊重しながらも、両社の経営資源を結集し、中部エリアにおける地域密着卸としての事業基盤を強化することにより、お客さまのニーズに従来以上の価値を提供していくことが必要との結論に至り、本株式移転により当社を設立し経営統合を行うこと（以下「本経営統合」といいます。）の実施について合意いたしました。

(2) 経営統合の目的

経営統合により、主に以下のようなシナジー効果の創出を想定しております。

① 両社の強みの相互補完による売上拡大

トークンは中京エリアを中心としたスーパー、コンビニエンスストアに加え、全国配送拠点を活用した外食・加工ベンダー（惣菜等製造メーカー）を主力の販売チャネルとしており、国分中部においては中京エリアに加え、北陸エリアにも事業所を設置し、スーパー、卸問屋、ドラッグストアを主力の販売チャネルとしております。また取扱い商品カテゴリーにおいても両社は加工食品に加え、トークンはチルド・冷凍食品に強みを持ち、国分中部は酒類の取扱いに強みを持っております。このように両社の強みである販売チャネル・取扱い商品を相互補完することで、更なる売上拡大を実現したいと考えております。

② 企業規模拡大のスケールメリットを活かした業務効率化・コスト削減

物流においては、トークンは外食・加工ベンダー向けの全国センター含め物流拠点を39拠点設置しており、また国分中部においては16拠点設置しております。両社の物流拠点を再編成することにより、業務の効率化及びコスト削減を実現し、更なる収益性の向上を実現したいと考えております。また物流だけでなく、システム・管理等の間接機能についても、従来一社単独では成し得なかった業務の効率化・コスト削減の実現に向け活動を進めてまいります。

なお、本経営統合後も両社は、自主自立を基本としてそれぞれの取引先との関係の維持・強化を図る予定です。
 このような考えの下、厳しい事業環境下においてチャレンジ精神を持って様々な施策に取り組み、持続的成長と企業価値の更なる向上を目指してまいります。

2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

(1) 上場申請会社の企業集団の概要

① 上場申請会社の概要

(1) 商号	セントラルフォレストグループ株式会社		
(2) 事業内容	食品・酒類等の商品に関する卸売業等を行う会社の経営管理及びこれに附帯関連する一切の業務		
(3) 本店所在地	名古屋市熱田区川並町4番8号		
(4) 代表者及び役員の 就任予定	代表取締役社長	永津 嘉人	現トーカン 代表取締役執行役員社長
	代表取締役副社長	福井 稔	現国分中部 代表取締役社長執行役員
	専務取締役	神谷 亨	現トーカン 取締役専務執行役員 管理担当
	取締役（非常勤）	相澤 正邦	現国分グループ本社 取締役執行役員 経営統括本部副本部長 兼 経営企画部長 兼 ヘルスケア統括部長
	取締役 （常勤監査等委員）	鬼頭 雅人	現トーカン 常勤監査役
	取締役 （監査等委員）	高橋 克紀	現トーカン 取締役（社外）
	取締役 （監査等委員）	中野 克己	現トーカン 監査役（社外）
(5) 資本金の額	16億円		
(6) 決算期	12月31日		
(7) 純資産の額(連結)	現時点では確定しておりません。		
(8) 総資産の額(連結)	現時点では確定しておりません。		

(注) 取締役(監査等委員)高橋克紀氏及び中野克己氏は、社外取締役であります。

② 上場申請会社の企業集団の概要

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、平成31年4月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

会社名	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	役員の兼務等		資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
					当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)			
(連結子会社) トーカン	名古屋市 熱田区	1,243	食料品を中心とする 各種商品の卸売業、 製造加工、日用一般 品の販売等	100.0	5 (予定)	未定	未定	未定	未定
国分中部	名古屋市 北区	500	酒類・食品・関連消 費財にわたる卸売業 及び流通加工、配送 業務、貿易業、不動 産賃貸借業他	100.0	1 (予定)	未定	未定	未定	未定

本株式移転に伴う当社設立後、両社は当社の株式移転完全子会社となります。当社の完全子会社となる両社の最近事業年度末日（トークンは平成30年9月30日、国分中部は平成29年12月31日）時点の状況は、以下のとおりです。

トークン

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有) 割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(連結子会社) 太平洋海苔株式会社	三重県 松阪市	20	海苔加工業	100.0	—	トークンの販売先 及び仕入先 役員の兼任
王将椎茸株式会社	大分県 臼杵市	35	椎茸加工業	83.3	—	トークンの販売先 及び仕入先 役員の兼任

- (注) 1. 上記の子会社は、特定子会社に該当いたしません。
 2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 3. 上記以外の非連結子会社1社及び関連会社2社につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

国分中部

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有(被所有) 割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(親会社) 国分ホールディングス株式会社	東京都 中央区	3,500	持株会社	—	97.5 (97.5)	—
国分グループ 本社株式会社	東京都 中央区	3,500	食品酒類卸売事業	—	97.5	国分中部の仕入先 事務所・倉庫の賃借取引 役員の兼任

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 2. 議決権の所有(被所有)割合の()内は、間接所有(被所有)割合で内数であります。
 3. 上記以外の親会社1社につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(2) 上場申請会社の企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係

① 資本関係

本株式移転により、両社は当社の完全子会社になる予定であります。前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

② 役員の兼務関係

当社と当社の完全子会社となる両社との役員の兼務関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

③ 取引関係

当社と当社の完全子会社となる両社とその関係会社の取引関係は、前記「(1) 上場申請会社の企業集団の概要②上場申請会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

2 【組織再編成の当事会社の概要】

該当事項はありません。

3 【組織再編成に係る契約】

1. 株式移転計画の内容の概要

両社は、平成31年4月1日(予定)をもって、当社を完全親会社とし、両社を完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を、平成30年11月8日開催の各社取締役会の決議に基づいて共同で作成いたしました。

また、両社は同日付で、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる当社を設立して経営統合することにつき合意する経営統合契約(以下「本統合契約」といいます。)を締結しております。

本株式移転計画及び本統合契約に基づき、トークン普通株式1株に対して1株、国分中部普通株式1株に対して1.52株をそれぞれ割当て交付いたします。本株式移転計画に定めるところにより、両社の各株主総会(トークンは平成30年12月19日に開催された定時株主総会、国分中部は平成30年12月19日に開催された臨時株主総会)において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照下さい。)

2. 株式移転計画の内容

本株式移転の内容については、以下の「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

株式移転計画書(写)

国分中部株式会社(以下「甲」という。)及び株式会社トークン(以下「乙」という。)は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことについて合意したので、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を定める。

第1条 (本株式移転)

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社(以下「新会社」という。)の成立日(第6条に定義する。以下同じ。)において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条 (新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、セントラルフォレストグループ株式会社とし、英文では、Central Forest Group, Inc. と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、愛知県名古屋市の、本店の所在場所は、愛知県名古屋市熱田区川並町4番8号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、33,000,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第3条 (新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

1. 設立時取締役

代表取締役社長	永津 嘉人
代表取締役副社長	福井 稔
専務取締役	神谷 亨
取締役	相澤 正邦

2. 設立時取締役(監査等委員)

取締役（常勤監査等委員会） 鬼頭 雅人
取締役（監査等委員会） 高橋 克紀
取締役（監査等委員会） 中野 克己

3. 設立時会計監査人
太陽有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、その所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i)甲が基準時現在発行している普通株式の総数に1.52を乗じた数、及び(ii)乙が基準時現在発行している普通株式の総数に1を乗じた数、を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、前項の定めにより交付される交付株式を、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式1.52株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金に関する事項）

新会社の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
1,600,000,000円
- (2) 資本準備金の額
400,000,000円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「成立日」という。）は、平成31年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

1. 甲は、平成30年12月19日を開催日として臨時株主総会を招集し、会社法第804条第1項の規定に基づき本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成30年12月19日を開催日として定時株主総会を招集し、会社法第804条第1項の規定に基づき本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場）

新会社は、成立日において、その発行する普通株式の名古屋証券取引所市場第二部への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手続を行う。

第9条（株主名簿管理人）

新会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成30年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり225円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。また、乙は、平成31年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日に至るまでの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を消却するものとする。

第12条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社及び関連会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする。

第13条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲及び乙の株主総会の承認が得られなかった場合、本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかった場合、又は次条に従い本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第14条（事情変更）

本計画作成後新会社の成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第15条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して定めのない事項その他本株式移転に必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、信義誠実の原則に則って甲乙間で協議の上、これを決定する。

本計画の作成を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成30年11月8日

甲：愛知県名古屋市北区浪打町2丁目35番地
国分中部株式会社
代表取締役 福井 稔

乙：愛知県名古屋市熱田区川並町4番8号
株式会社トーカン
代表取締役 永津 嘉人

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、セントラルフォレストグループ株式会社と称し、英文では、Central Forest Group, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次項以下に定める事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること及びこれに附帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。

2 次の商品に関する販売業、輸出入業及び斡旋業

- (1) 農畜産物・水産物
- (2) 食料品・飲料品
- (3) 日用雑貨品・台所用品
- (4) 酒類・米・たばこ・塩
- (5) 医薬品及び関連製品・工業薬品
- (6) 食品加工用機械器具
- (7) 陳列用具及び包装用品
- (8) 生花・草木類・観葉植物・造花・ドライフラワー・球根・種苗・園芸用品
- (9) 書籍・文具・玩具
- (10) 化粧品
- (11) 繊維品
- (12) ペット関連製品
- (13) 商品券

3 前項各号に関連する容器、包装資材の販売及び受託販売業

4 小売業、外食産業、卸売業、製造加工業に対する商品の保管、荷役、受発注、流通加工、梱包及び配送業務の受託

5 情報システム及びソフトウェアの企画、開発、製作、指導、販売及び斡旋業

6 得意先への提供を目的とした情報の調査、収集、処理

7 物流企画・提案、物流コンサルティング及び物流システムの開発に関する業務

8 不動産の売買、賃貸借、保守管理及びこれらの仲介

9 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業、共同配送受託業務

10 経営、労務、経理、法務、総務、不動産に関する指導、情報処理及び提供サービス業、代行業並びにコンサルティング

11 介護・福祉関連事業

12 労働者派遣事業

13 小売業、外食産業及び保育施設等の経営業

14 各種イベントの企画、運営、実施

15 農海産乾物の加工及び惣菜等調理食品の製造

16 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務

17 コンビニエンスストアの経営

18 第2項から第17項までに附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,300万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式数についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第28条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。なお、未払配当財産には利息をつけないものとする。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、当社設立の日から2019年12月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 当社の最初の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する、当社設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の総額(以下、「当初報酬」という。)は、第26条の規定にかかわらず、金3億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする。

- 2 当社の最初の監査等委員である取締役に対する当初報酬は、第26条の規定にかかわらず、金5千万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

以上

4 【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

1. 株式移転比率

会社名	トークン	国分中部
株式移転比率	1	1.52

(注) 1. 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

トークンの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、国分中部の普通株式1株に対して当社の普通株式1.52株を割当て交付いたします。なお、単元株式数は100株とする予定であります。

本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

上記株式移転比率は、算定の基礎となる条件に重大な変更が生じた場合は、両社で協議の上、変更することがあります。

2. 当社が本株式移転により発行する新株式数(予定)

普通株式8,781,749株

上記は、平成30年9月30日時点におけるトークンの発行済株式総数(7,050,000株)、平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しております。株式移転の効力発生までにトークンが保有する見込の自己株式(1,576,900株)、及び国分中部が保有する見込の自己株式(51,750株)は、上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。なおトークンの自己株式は平成30年9月30日時点で保有する自己株式であり、国分中部の自己株式は本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによる自己株式となります。

3. 実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

4. 単元未満株式の取扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の当社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた単元未満株式を名古屋証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

2. 株式移転比率の算定根拠等

(1) 算定の基礎

本株式移転に用いられる株式移転比率の合意にあたって公正性を期すため、トークンは東海東京証券株式会社(以下「東海東京証券」といいます。)に、国分中部はフロンティア・マネジメント株式会社(以下「FMI」といいます。)に対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼しました。

東海東京証券は、本株式移転の諸条件、統合する両社の企業規模等を分析するとともに、国分中部が非上場会社であることを考慮し、トークン及び国分中部の株式価値をディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)、及び類似会社比較法を用いて算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、トークンの普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、国分中部の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

評価手法	株式移転比率
類似会社比較法	1.32 ~ 1.73
DCF法	1.46 ~ 1.78

東海東京証券は、株式移転比率の算定に際して、各社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実で東海東京証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、各社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、各社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、各社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。なお、DCF法による分析に用いたトークンの将来の利益計画は、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成31年9月期において、物流の配送効率化に加え、惣菜製造工場の製造高増加及び原価低減等により大幅な増益が見込まれております。一方、国分中部の将来の利益計画は、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

FMIは、本株式移転の諸条件、統合する両社の企業規模等を分析するとともに、国分中部が非上場会社であることを考慮し、トークン及び国分中部の株式価値をDCF法、及び類似会社比較法を用いて算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、トークンの普通株式1株に対して当社の普通株式を1株割り当てる場合に、国分中部の普通株式1株に対して割り当てる当社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率
類似会社比較法	1.31 ~ 1.56
DCF法	1.43 ~ 1.56

FMIは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実でFMIに対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。なお、DCF法による分析に用いたトークンの将来の利益計画は、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成31年9月期において、物流の配送効率化に加え、惣菜製造工場の製造高増加及び原価低減等により大幅な増益が見込まれております。一方、国分中部の将来の利益計画は、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

(2) 算定の経緯

上記(1)のとおり、トークンは東海東京証券に対し、国分中部はFMIに対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該第三者機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社は最終的に上記1. 記載の株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、平成30年11月8日に開催された両社の各取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

(3) 算定機関との関係

東海東京証券及びFMIは、いずれも両社の関連当事者には該当せず、両社との間で本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式移転の公平性・妥当性を担保するために、両社は上記(1)及び(2)に記載のとおり、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。なお、両社は、いずれも第三者算定機関より、本株式移転に用いられる株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、トークンと国分中部との間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。

5 【組織再編成対象会社の発行有価証券と組織再編成によって発行される有価証券との相違】

1. 国分中部の定款には、株式の譲渡について取締役会の承認を要する規定がありますが、当社の定款には同様な規定はありません。
2. 当社の定款には、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる旨の規定がありますが、国分中部の定款には同様な規定はありません。
3. 当社の定款には、剰余金の基準日を(1)期末配当においては毎年12月31日、(2)中間配当においては毎年6月30日、(3)その他基準日を定めて剰余金の配当ができる旨の規定があります。トークンの定款においては、(1)期末配当においては毎年9月30日、(2)中間配当においては毎年3月31日、(3)その他基準日を定めて剰余金の配当ができる旨の規定となっており、国分中部の定款においては、毎事業年度の最終日(毎年12月31日)を基準日とする規定となっております。
4. 当社の定款には、単元株式数は100株である旨及び単元未満株主は、(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利、(2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、(3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利を有する旨の規定がありますが、国分中部の定款には同様な規定はありません。

6 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1. 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使の方法について

両社の株主が、その有するトークンの普通株式、国分中部の普通株式につき、トークン又は国分中部に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、両社の各株主総会(トークンは平成30年12月19日に開催された定時株主総会、国分中部は平成30年12月19日に開催された臨時株主総会)に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれトークン又は国分中部に対して通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、トークン又は国分中部が、上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

トークン

議決権の行使の方法としては、平成30年12月19日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、トークンの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、トークンに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成30年12月18日午後5時30分までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、トークンに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記定時株主総会の日より3日前までに、トークンに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、トークンは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

国分中部

議決権の行使の方法としては、平成30年12月19日に開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、国分中部の出席株主を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、国分中部に提出する必要があります。)

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法について

本株式移転によって発行される株式は、当社の成立の日の直前の両社の株主に割り当てられます。

トークンの株主は、自己のトークンの株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

一方、国分中部の株主につきましては、同社の株式が振替株式でないことから、自ら証券会社等に予め開設した株式の記録を受けるための振替口座を国分中部に通知し、当該振替口座に当社の普通株式が記録されることにより、当社の株式を受け取ることができます。

2. 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

7 【組織再編成に関する手続】

1. 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③トークンにおいては国分中部の、国分中部においてはトークンの最終事業年度に係る計算書類等の内容、④トークンにおいては国分中部の、国分中部においてはトークンの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象、並びに⑤トークンにおいてはトークンの、国分中部においては国分中部の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を記録した書面を、両社の本店に平成30年12月4日よりそれぞれ備え置いております。

①の書類は、平成30年11月8日開催の両社の取締役会において承認された本株式移転計画であります。②の書類は、本株式移転に際して株式移転比率及びその株式移転比率の算定根拠並びに本株式移転計画において定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類であります。③の書類は、トークンにおいては国分中部の平成29年12月期の、国分中部においてはトークンの平成30年9月期の計算書類等に関する書類であります。④の書類は、トークンにおいては国分中部の平成29年12月期の末日後の、国分中部においてはトークンの平成30年9月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。⑤の書類は、トークンにおいてはトークンの平成30年9月期の末日後の、国分中部においては国分中部の平成29年12月期の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重大な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、トークン又は国分中部の本店で閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記①乃至⑤に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2. 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

経営統合に関する基本合意書の取締役会決議(両社)	平成30年7月9日
基本合意書締結(両社)	平成30年7月9日
統合契約書締結及び株式移転計画書作成の承認取締役会決議(両社)	平成30年11月8日
統合契約書締結及び株式移転計画書作成(両社)	平成30年11月8日
本株式移転計画承認株主総会決議(両社)	平成30年12月19日
上場廃止日(トークン)	平成31年3月27日(予定)
当社設立登記日、名古屋証券取引所への上場日(株式移転効力発生日)	平成31年4月1日(予定)

※上記は本報告書提出日現在での予定であり、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社で協議し合意の上で日程を変更することがあります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

① 株式について

両社の株主が、その有するトークンの普通株式又は国分中部の普通株式につき、トークン又は国分中部に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、両社の各株主総会(トークンは平成30年12月19日に開催された定時株主総会、国分中部は平成30年12月19日に開催された臨時株主総会)に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれトークン又は国分中部に対して通知し、かつ、上記株主総会において本株式移転に反対し、トークン又は国分中部が、上記株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権及び新株予約権付社債について

両社は、本報告書提出日現在において、いずれも新株予約権又は新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

1. 当社

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において財務情報はありません。

2. 組織再編成後の当社

上記のとおり、当社には本報告書提出日現在において財務情報はありませんが、当社の完全子会社となるトークンの最近連結会計年度及び国分中部の最近事業年度の主要な経営指標である「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」を合算すると、以下のとおりとなります。もっとも、以下の数値は、単純な合算値に過ぎず、監査法人の監査証明を受けていない記載であることにご留意下さい。また、「売上高」、「経常利益」及び「当期純利益」以外の指標等については、単純合算を行うことも困難であり、また、単純に合算を行うと却って投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがありますことから、合算は行っておりません。

売上高	(百万円)	291,778
経常利益	(百万円)	1,551
当期純利益	(百万円)	1,068

(注) 合算に用いた数値は、トークンにおいては平成30年9月期連結決算数値であり、国分中部においては平成29年12月期単体決算数値であります。

3. 組織再編成対象会社

当社の完全子会社となる両社の主要な経営指標等は、それぞれ以下のとおりです。ただし、国分中部は非上場企業であるため、その経営指標等の全てについて、金融商品取引法上の監査を受けておりません。

トークン

主要な経営指標等の推移
連結経営指標等

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	平成26年 9月	平成27年 9月	平成28年 9月	平成29年 9月	平成30年 9月
売上高 (百万円)	158,746	169,573	178,972	159,919	146,721
経常利益 (百万円)	1,370	1,600	2,093	991	846
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	923	899	1,346	349	616
包括利益 (百万円)	1,417	1,605	2,145	1,008	839
純資産額 (百万円)	18,144	19,509	20,815	20,823	21,120
総資産額 (百万円)	48,973	55,293	57,547	58,222	56,689
1株当たり純資産額 (円)	2,849.74	3,065.59	3,462.82	3,678.60	3,850.71
1株当たり当期純利益 (円)	144.48	141.66	218.37	60.81	112.08
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	36.9	35.2	36.1	35.7	37.2
自己資本利益率 (%)	5.3	4.8	6.7	1.7	2.9
株価収益率 (倍)	16.1	11.9	9.6	31.2	20.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	946	2,205	2,343	3,548	794
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△551	△285	16	△320	199
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,018	△350	△987	△1,120	△667
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	4,998	6,567	7,940	10,046	10,373
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	463 (413)	440 (424)	422 (442)	394 (330)	392 (340)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

3. 第67期より、売上高に係る表示方法の変更を行っており、また第69期より物流受託収入について、従来は販売費及び一般管理費から控除する処理を行っていましたが、売上高に計上し、販売費及び一般管理費に計上して対応する費用を売上原価に計上する方法に変更しております。第65期以降の各期の主要な経営指標等についても、当該変更を反映した組替後の数値を記載しております。

国分中部

主要な経営指標等の推移

回次		第61期	第62期	第63期	第64期	第65期
決算年月		平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高	(百万円)	—	—	—	143,283	145,056
経常利益	(百万円)	—	—	—	288	704
当期純利益	(百万円)	—	—	—	172	452
持分法を適用した場合の投資利益	(百万円)	—	—	—	—	—
資本金	(百万円)	—	—	—	500	500
発行済株式総数	(株)	—	—	—	2,228,493	2,228,493
純資産額	(百万円)	—	—	—	5,750	6,277
総資産額	(百万円)	—	—	—	43,449	44,391
1株当たり純資産額	(円)	—	—	—	2,580.59	2,817.12
1株当たり配当額 (内、1株当たり 中間配当額)	(円)	—	—	—	16.0 (—)	40.6 (—)
1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	77.56	202.96
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	—	—	13.2	14.1
自己資本利益率	(%)	—	—	—	4.8	7.5
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	20.6	20.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	—	—	—	49	42
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	—	—	—	△50	△37
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	—	—	—	△0	△35
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	—	—	—	51	20
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	— (—)	— (—)	— (—)	192 (47)	200 (41)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため、記載しておりません。

3. 大幅な組織再編を第64期に実施し、現体制に移行しております。従いまして、第63期以前は比較不可能なため記載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

5. 株価収益率は、非上場であるため記載しておりません。

第3 【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社との重要な契約】

該当事項はありません。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

前記「第一部 組織再編成に関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2 【沿革】

平成30年7月9日	両社は、各取締役会において、共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて経営統合に関する基本合意書の締結を決議いたしました。
平成30年11月8日	両社は、各取締役会において、経営統合に関する基本合意書に基づき、それぞれの株主総会の承認を前提として、本株式移転に係る株式移転計画書の作成及び経営統合契約書の締結を決議いたしました。
平成30年12月19日	両社の各株主総会（トークンは定時株主総会、国分中部は臨時株主総会）において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。
平成31年4月1日	両社が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を名古屋証券取引所市場第二部に上場する予定であります。

なお、当社の完全子会社となる両社の沿革につきましては、以下のとおりであります。

トークン

トークンの有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

国分中部

昭和29年4月	株式会社須川屋(国分中部の前身)設立
昭和53年8月	国分株式会社(注)と資本提携
昭和58年8月	国分株式会社の子会社化
平成7年5月	株式会社須川屋を三重国分株式会社に商号変更
平成15年11月	株式会社井阪商店の卸売事業を承継、本社を伊勢市に移転
平成24年4月	カワヤス国分株式会社を吸収合併、東海国分株式会社に商号変更
平成28年1月	北陸国分株式会社を吸収合併 国分株式会社中部支社を吸収分割、国分中部株式会社に商号変更 愛知県名古屋市に本社移転

(注) 現在の国分グループ本社株式会社をいいます。以下同じです。

3 【事業の内容】

当社は、食品・酒類等の商品に関する卸売業等を行う会社の経営管理及びこれに附帯関連する一切の業務を行う予定です。

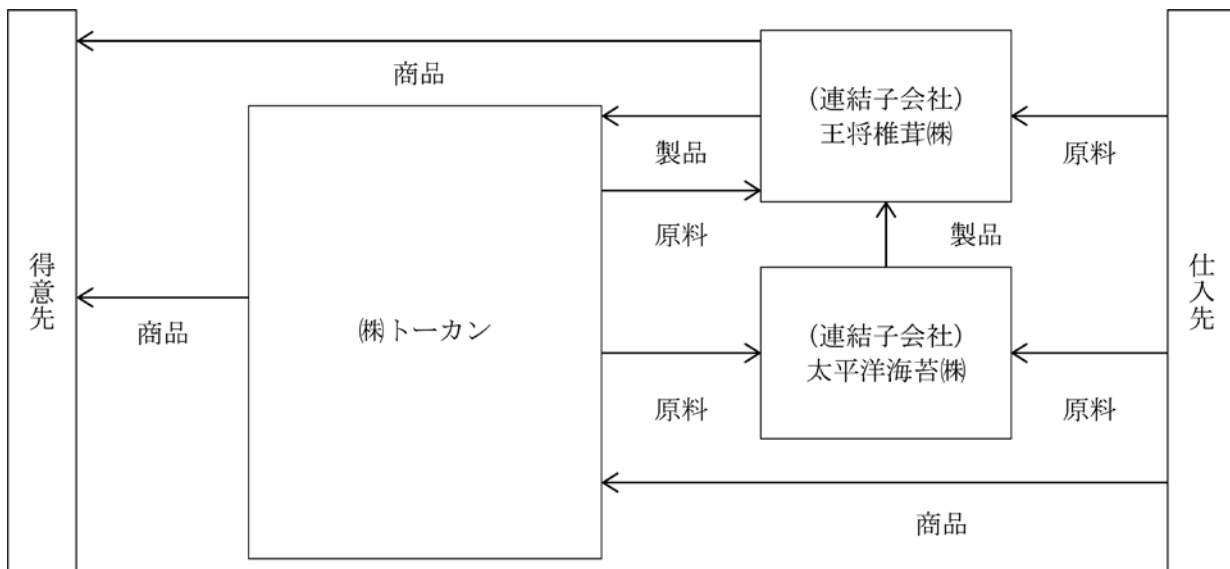
また、完全子会社となる両社の最近事業年度末(トークンは平成30年9月30日、国分中部は平成29年12月31日)時点の事業の内容につきましては、以下のとおりであります。

トークン

トークングループ(トークン及びトークンの関係会社)は、トークン、子会社3社及び関連会社2社により構成され、食料品を中心とする各種商品の卸売業を主な事業とし、その他、海苔・椎茸の加工及び販売を行っております。

なお、トークングループは食品卸売事業及びこれらの付帯事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

事業系統図は、次のとおりであります。



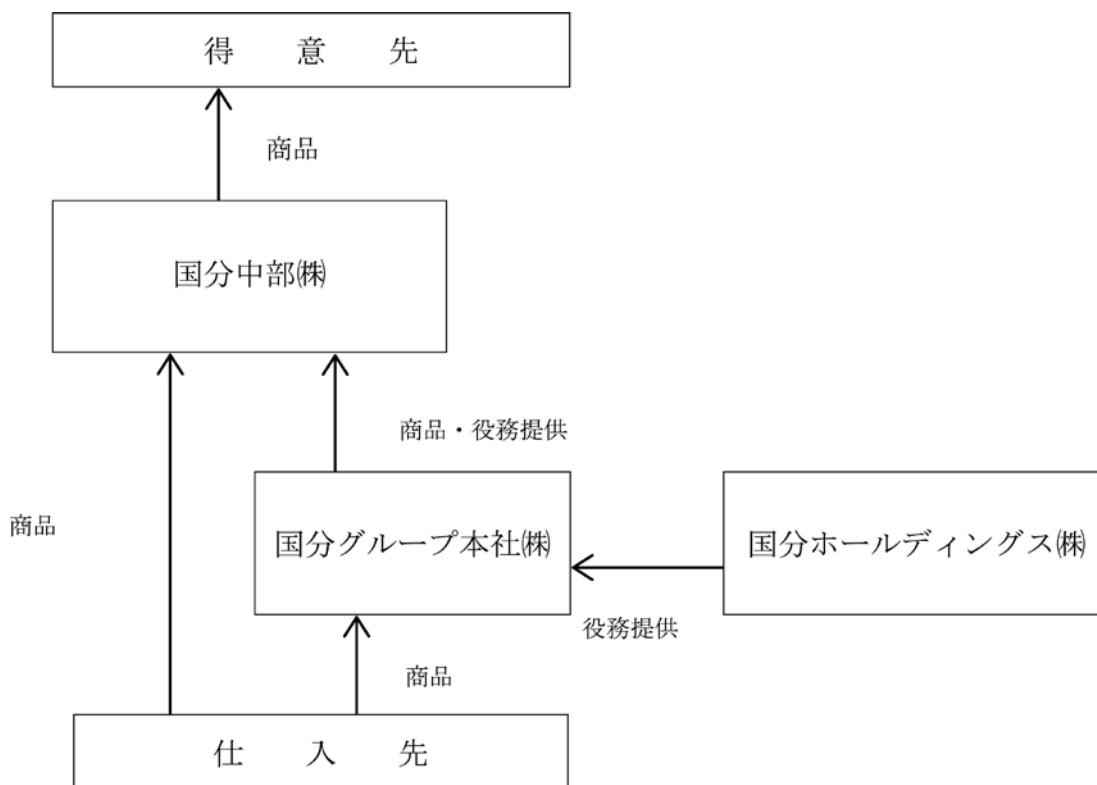
- (注) 1. 持分法適用会社はありません。
2. 非連結子会社1社及び関連会社2社につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

国分中部

国分中部は、親会社である国分ホールディングス株式会社を中心とする国分グループの食品酒類卸売事業の中部エリアを担う企業であり、食品・酒類の卸売及びそれに伴う商品の保管、運送並びに商品流通に関するニーズにマッチした「商品調達」「提案」等を主な事業の内容としております。

なお、国分中部は食品酒類卸売事業及びこれらの付帯事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

事業系統図は、次のとおりであります。



(注) 連結子会社及び持分法適用会社はありません。

4 【関係会社の状況】

当社は新設会社でありますので、本報告出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となる両社それぞれの関係会社の状況につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要 1 組織再編成の目的等」記載の「2. 上場申請会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と上場申請会社の企業集団の関係 (1) 上場申請会社の企業集団の概要 (2) 上場申請会社の企業集団の概要」をご参照下さい。

5 【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトークンにおいては平成30年9月30日現在の、国分中部においては平成29年12月31日現在の従業員の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

トーカン

トーカングループは、食品卸売事業及びこれらの付帯事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

それに代えて連結会社別の従業員の状況を示すと次のとおりであります。

平成30年9月30日現在

連結会社名	従業員数(名)
株式会社トーカン	378 [299]
太平洋海苔株式会社	2 [15]
王将椎茸株式会社	12 [26]
合計	392 [340]

(注) 1. 従業員数につきましては、役員、顧問、出向者及び契約社員を除く就業人員数であります。

2. 従業員数の〔 〕は臨時従業員の年間平均雇用人員であります。なお、臨時従業員につきましては、月間労働時間をそれぞれ以下のとおりとして換算しております。

連結会社名	月間労働時間数
株式会社トーカン	161.45時間/人
太平洋海苔株式会社	166.88時間/人
王将椎茸株式会社	166.11時間/人

国分中部

国分中部は、食品酒類卸売事業及びこれらの付帯事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

平成29年12月31日現在

会社名	従業員数(名)
国分中部株式会社	200 [41]

(注) 1. 従業員数につきましては、役員、顧問、出向者及び契約社員を除く就業人員数であります。

2. 従業員数の〔 〕は臨時従業員の年間平均雇用人員(月間労働時間153.00時間/人で換算)であります。

(3) 労働組合等の状況

① 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定であります。

② 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトーカンにおいては平成30年9月30日現在の、国分中部においては平成29年12月31日現在の労働組合の状況につきましては、それぞれ以下のとおりであります。

トーカン

労働組合はありませんが、労使関係は円満に推移しております。

国分中部

国分中部に籍をおく従業員のうち167名が国分労働組合に属しています。労使関係については特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトーカンの業績等の概要につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

国分中部

当事業年度(平成29年1月1日～平成29年12月31日)の世界経済は、新興国経済の減速、イギリスのEU離脱、アジア地域の緊張等により不透明感が広がりました。また我が国経済は、政府の経済・金融政策による日経平均株価上昇や、東京五輪関連の建設需要などの国内需要により、景気拡大期間が高度成長期の「いざなぎ景気」を超え、戦後2番目の長さになるなど景気回復基調が続いておりますものの、一方で、賃金の伸び悩みや社会保険料の負担増などからの先行き不安から個人消費の伸び悩みなど、景気に弾みがつき難い状況が続いております。

食品流通業界におきましては、業界の垣根を越えた業務提携、小売業の競争の激化、また、昨年来より続く人手不足の深刻化を背景にした物流費の高騰など、事業拡大、利益確保には依然厳しい状況が続いております。

このような経営環境下の中、国分中部は、国分グループの第10次長期経営計画(2016年～2020年)の目標達成に向けて、「地域密着 全国卸(地域・地方に根ざし、エリア毎の食経済圏を担うメインプレーヤーとなると同時に、エリア間の結びつきを強め、国内外のネットワークを活かし、全国レベルでの機能を提供できる卸売業)」として、お取引様のニーズに応じた商品の発掘、提案をはじめ、最適な物流インフラの構築を行い、顧客満足度No.1を目指して、「経営サポート機能の充実」「商品企画力の発揮」「販路拡大・シェア向上」「最適物流構築」といった各テーマを推進してまいりました。

当事業年度において実行した主要施策は以下のとおりです。

(流通政策)

- ・LEGOLAND Japan株式会社 商物業務受託開始
- ・金沢支店 拡張移転

(物流政策)

- ・高山営業所新設、高山センター稼働
- ・焼津流通センター稼働

以上の結果、当事業年度の売上高は、145,056百万円(前年同期比1.2%増)となりました。利益面では収益改善に取り組み、改正酒税法の対応などに加え、受発注業務の集約等によるローコストオペレーションを実現したことにより営業利益は678百万円(同174.5%増)、経常利益は704百万円(同144.3%増)、当期純利益は452百万円(同161.7%増)となりました。

国分中部は、食品酒類卸売事業及びこれらの付帯事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトーカンの生産、受注及び販売の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

国分中部

生産、受注及び販売の状況について、国分中部は、食品酒類卸売事業及びこれらの付帯事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

国分中部は原則、受注当日又は翌日に出荷を行っておりますので、受注高及び受注残高の記載は省略していません。

(3) 仕入実績

区分	第65期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期増減率(%)
食品	60,403	4.0
酒類	52,594	2.2
麦酒	21,185	△5.6
その他	4,676	△2.1
合計	138,860	1.5

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

区分	第65期 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	
	金額(百万円)	前年同期増減率(%)
食品	62,643	6.2
酒類	55,203	△0.2
麦酒	21,982	△6.9
その他	5,227	△2.1
合計	145,056	1.2

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

国分中部

食品流通業界にあつては、引き続き、少子高齢化、労働力不足、多様化する生活者ニーズへの対応が求められています。

国分中部は、このように激変する環境にあつても、既存の取引に加え、外食、メーカーへの取り組みなど新業態への取り組みにも着手し、「食のマーケティングカンパニー」として、国分グループの第10次長期経営計画(2016年～2020年)に掲げた「商品開発・潜在ニーズの掘り起こし」「ローコスト物流体制」等の課題に取り組んでいく所存でございます。

みなさまのお役に立てる価値ある「地域密着 全国卸(地域・地方に根ざし、エリア毎の食経済圏を担うメインプレーヤーとなると同時に、エリア間の結びつきを強め、国内外のネットワークを活かし、全国レベルでの機能を提供できる卸売業)」として、高い品質の商品とサービスの提供を目指し、新たな革新に挑んでまいります。

4 【事業等のリスク】

当社は本報告書提出日現在において設立されておりませんが、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本報告書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成31年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めていますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

(2) トーカンの事業等のリスク

トーカングループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在においてトーカンが判断したものであります。

① 食品の安全性について

トーカングループは食品卸売業ですが、トーカン製造部門並びに連結子会社の王将椎茸株式会社及び太平洋海苔株式会社において生産機能を有しております。仕入商品についても万全の品質管理を行っておりますが、トーカングループ製品についてはそれにも増した「安心・安全」の商品づくりを心掛けております。トーカン王将生産部は平成23年9月、惣菜営業部は平成29年2月に食品安全マネジメントの国際規格「ISO22000」をそれぞれ認証取得し品質管理を徹底しております。また、王将椎茸株式会社は平成19年10月、太平洋海苔株式会社は平成20年9月にそれぞれ「ISO9001」を認証取得しました。

しかしながら、トーカングループで生産する製品に事故が発生した場合は、トーカングループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、輸入農産物に関しましては、ポジティブリスト制度(食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品(農薬等))について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止する制度)に対応した検査体制を布いておりますが、基準値を超える農薬等が検出された場合は、トーカングループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 特定得意先との取引依存について

トーカングループの主要な得意先は株式会社ファミリーマート、ユニー株式会社、株式会社壺番屋であり、各社に対する売上高のトーカングループ総販売実績に占める割合はそれぞれ10%を超えております。

今後もトーカングループは主要得意先各社との更なる取引発展に努める所存ですが、取引関係に大幅な変更が生じた場合には、トーカングループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 一括物流・共同配送について

トーカンではサービスレベルの向上やローコストオペレーションの追求を目的に得意先に対して物流提案を行っており、量販店、コンビニエンスストア、外食産業の得意先各社より一括物流・共同配送を受託させていただいております。

一括物流・共同配送においてはトーカンが得意先の商品・原材料をジャストインタイムで納入しているため、自然災害や交通災害等で納入に遅延又は停止が生じた場合、得意先に多大な迷惑を与え、ひいてはトーカンの営業・業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 大規模地震の影響について

トーカングループ事業所及び得意先の多くは東海地方及び近畿地方に所在しており、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれております。トーカングループといたしましては、社員の人命安全確保と優先業務の継続、基幹コンピュータシステムのバックアップ体制の構築等、危機管理体制に万全を期しておりますが、大規模地震が発生した場合には、物流や営業活動等に遅延や停止が生じ、損害が発生する可能性があります。

⑤ 債権の貸倒れについて

トーカングループではすべての取引先に対し年1回企業評価を行い、必要に応じて個々に保全策を検討・実施するなど債権管理には十分留意しておりますが、今後も競合激化が進み厳しい経営環境が続くものと予想され、取引先に不測の事態が発生し、債権の回収が困難となった場合には、トーカングループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 国分中部の事業等のリスク

国分中部の経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において国分中部が判断したものであります。

① 食品の安全性について

国分中部は食の安全・安心を確保すべく、仕入商品について万全の品質管理や鮮度管理の徹底を行っておりますが、外的な要因により安全性・品質確保に問題が生じ、食品流通に支障を来した場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 債権の貸倒れについて

国分中部は営業取引を通じて、取引先に対し信用供与を行っております。国分中部といたしましては損失発生を予防すべく与信管理体制の充実を図っておりますが、不測の事態により債権の回収が困難となった場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 物流費の高騰について

配送ドライバー不足や原油価格の変動などにより物流を取り巻く環境が厳しさを増しております。その結果、調達及び輸送コストが上昇し、国分中部の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ システム障害等について

国分グループ本社において、基幹システムの安定的な稼働を維持するために、定期的なメンテナンス、コンピュータウィルス対策、バックアップシステムの確保等、システムの安定稼働に努めております。しかしながら、想定外の天候不順や集中豪雨等の異常気象、地震等の大規模な自然災害の他、予想不能のウィルスの侵入等によりシステムがダウンすることで業務処理が滞ることとなった場合には、国分中部の事業活動が制限され、業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 親会社との関係について

国分中部の親会社は国分グループ本社であり、平成29年12月期において、国分中部の株式を97.5%所有しております。国分中部が事業展開している中京エリア、北陸エリアにおいては、国分グループ本社及びそのグループ企業とは現状、競業となりうる状況には至っておりません。しかしながら、親会社である国分グループ本社のグループ戦略等に変更が生じた場合、国分中部の事業展開、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となるトークンの経営上の重要な契約等につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

相手方の名称	契約	契約内容	契約期間
国分グループ本社 株式会社	資金貸借契約	余剰資金の預入 事業資金の借入	平成28年1月1日より定 め無し

なお、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、前記「第一部 組織再編成に関する情報 第1 組織再編成の概要」をご参照下さい。

6 【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの研究開発活動につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

国分中部

第65期事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(1) 経営成績の分析

当事業年度における売上高は、前事業年度に比べて1,773百万円増加し、145,056百万円(前年同期比1.2%増)となりました。また、経常利益は、前事業年度に比べて416百万円増加し、704百万円となりました。売上高及び経常利益の増加は、主にスーパーマーケット業態及びドラッグストア業態との取引拡大と改正酒税法対応、収益改善への取組みに加え、受発注業務の集約等によるローコストオペレーションの実現によるものであります。

この結果、当期純利益は前事業年度に比べて279百万円増加し、452百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べて941百万円増加し、44,391百万円となりました。これは主に、売掛金増加額724百万円と国分グループ本社株式会社への預け金増加額602百万円、在庫の増加額312百万円、並びに未収収益減少額742百万円によるものであります。

負債合計は、前事業年度末に比べて414百万円増加し、38,113百万円となりました。これは主に、買掛金増加額297百万円によるものであります。

純資産については、前事業年度末に比べて527百万円増加し、6,277百万円となりました。これは主に、当事業年度の当期純利益452百万円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物は、前事業年度に比べて30百万円減少し、20百万円(前年同期比59.3%減)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業キャッシュ・フローの増加は42百万円(前事業年度は49百万円のキャッシュ・フローの増加)となりました。これは主に、税引前当期純利益が704百万円、預け金増加額が602百万円、売上債権増加額が599百万円となったこと、並びに未収収益の減少額が737百万円となったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資キャッシュ・フローの減少は37百万円(前事業年度は50百万円のキャッシュ・フローの減少)となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が68百万円、差入保証金の回収による収入が46百万円となったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務キャッシュ・フローの減少は35百万円(前事業年度は0百万円のキャッシュ・フローの減少)となりました。これは主に、配当金の支払額が35百万円となったことによるものであります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトーカンの設備投資等の概要につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

国分中部

第65期事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

当事業年度における設備投資総額において特記すべき事項はございません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトーカンの主要な設備の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

国分中部

平成29年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	リース 資産	合計	
本社 (愛知県名古屋北区)	事務所	10	—	1	— (2,284)	—	12	125
中部HUBセンター (愛知県一宮市)	倉庫	8	0	2	— (5,837)	—	11	—
稲沢流通センター (愛知県稲沢市)	倉庫	1	—	10	— (7,295)	—	12	—
東海DDC (愛知県東海市)	倉庫	13	6	2	— (18,302)	—	21	1
愛岐DDC (愛知県岩倉市)	倉庫	3	1	11	— (13,533)	—	16	1
三河流通センター (愛知県みよし市)	倉庫	6	2	17	— (23,636)	—	25	1
三岐支社 高山営業所 (岐阜県高山市)	事務所 倉庫	46	—	4	— (4,674)	—	51	3
焼津流通センター (静岡県焼津市)	倉庫	7	—	9	— (11,652)	—	16	—
三岐支社 伊勢支店 (三重県伊勢市)	事務所 倉庫	114	—	3	— (18,429)	—	117	36

(注) 1. 土地()内は、賃借中の面積で内書であります。

2. 上記の他、他の者から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事務所名 (所在地)	年間賃借料 (百万円)
三河流通センター (愛知県みよし市)	163
愛岐D D C (愛知県岩倉市)	134
東海D D C (愛知県東海市)	121
稲沢流通センター (愛知県稲沢市)	87
本社 (愛知県名古屋市北区)	54
四日市流通センター (三重県三重郡川越町)	52

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となるトーカンの設備の新設、除却等の計画につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、以下のとおりです。

国分中部

① 重要な設備の新設等

重要な影響を及ぼす設備の新設等の計画はありません。

② 重要な設備の除却等

重要な影響を及ぼす設備の除却等の計画はありません。

第4 【上場申請会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

平成31年4月1日時点の当社の状況は以下のとおりとなる予定です。

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000
計	33,000,000

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,781,749 (注)1	名古屋証券取引所 (市場第二部) (注)2	完全議決権株式であり、剰余金の 配当に関する請求権その他の権利 内容に何ら限定のない、当社にお ける標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元 株式は100株であります。
計	8,781,749	—	—

- (注) 1. 平成30年9月30日時点におけるトークンの発行済株式総数(7,050,000株)、平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しております。株式移転の効力発生までにトークンが保有する見込の自己株式(1,576,900株)、及び国分中部が保有する見込の自己株式(51,750株)は、上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。なおトークンの自己株式は平成30年9月30日時点で保有する自己株式であり、国分中部の自己株式は本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによる自己株式となります。
2. 実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。
3. 両社は、当社の普通株式について、名古屋証券取引所市場第二部に新規上場申請を行う予定であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

平成31年4月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定であります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成31年4月1日	8,781,749 (予定)	8,781,749 (予定)	1,600	1,600	400	400

- (注) 1. 平成30年9月30日時点におけるトークンの発行済株式総数(7,050,000株)、平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しております。株式移転の効力発生までにトークンが保有する見込の自己株式(1,576,900株)、及び国分中部が保有する見込の自己株式(51,750株)は、上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。なおトークンの自己株式は平成30年9月30日時点で保有する自己株式であり、国分中部の自己株式は本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによる自己株式となります。
2. 実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。

(5) 【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるトークンにおいては平成30年9月30日現在の、国分中部においては平成29年12月31日現在の所有者別状況につきましては、以下のとおりです。

トークン

平成30年9月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	13	1	116	6	—	203	339	—
所有株式数 (単元)	—	12,870	10	19,238	28	—	38,351	70,497	300
所有株式数 の割合(%)	—	18.3	0.0	27.3	0.0	—	54.4	100.0	—

(注) 自己株式1,576,900株は、「個人その他」の欄に15,769単元を含めて記載しております。

国分中部

平成29年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	1	3	—
所有株式数 (株)	—	—	—	2,224,541	—	—	3,952	2,228,493	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	99.8	—	—	0.2	100.0	—

(6) 【大株主の状況】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において株主はおりませんが、当社の完全子会社となるトークンにおいては平成30年9月30日現在の、国分中部においては平成29年12月31日現在の株主データに基づき、平成31年4月1日時点で想定される大株主の状況は以下のとおりです。

平成31年4月1日現在（予定）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 (自己株式を 除く)に対する 所有株式数の 割合(%)
国分グループ本社株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号	3,363	38.30
永津邦彦	名古屋市市中川区	663	7.54
セントラルフォレストグループ取引先持株会 (注)5	名古屋市熱田区川並町4番8号	341	3.88
永津眞紀子	名古屋市市中川区	335	3.81
セントラルフォレストグループ社員持株会 (注)6	名古屋市熱田区川並町4番8号	281	3.20
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	268	3.05
豊田通商株式会社	名古屋市中村区名駅4丁目9番8号	222	2.52
株式会社壺番屋	愛知県一宮市三ツ井6丁目12番23号	211	2.40
永津嘉人	名古屋市市中川区	169	1.92
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3丁目98番	160	1.82
計	—	6,014	68.49

- (注) 1. 平成30年9月30日時点におけるトークンの発行済株式総数(7,050,000株)、平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案しております。
2. 株式移転比率
トークンの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、国分中部の普通株式1株に対して当社の普通株式1.52株を割当て交付いたします。
3. 両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しております。株式移転の効力発生までにトークンが保有する見込の自己株式(1,576,900株)、及び国分中部が保有する見込の自己株式(51,750株)は、上記の算出において新株式交付の対象から除外しております。なおトークンの自己株式は平成30年9月30日時点で保有する自己株式であり、国分中部の自己株式は本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによる自己株式となります。
4. 実際に消却される自己株式数については現状において未確定であるため、実際に当社が交付する新株式数は変動することがあります。
5. 「トークン友東会(トークンの取引先持株会)」は、本株式移転に伴い平成31年4月1日に「セントラルフォレストグループ取引先持株会」に名称変更を行う予定です。
6. 「トークン社員持株会」は、本株式移転に伴い平成31年4月1日に「セントラルフォレストグループ社員持株会」に名称変更を行う予定です。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

当社は新設会社であるため、本報告書提出日現在において所有者はおりませんが、当社の完全子会社となるトーカンにおいては平成30年9月30日現在の、国分中部においては平成29年12月31日現在の議決権の状況につきましては、以下のとおりです。

トーカン

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,576,900	—	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,472,800	54,728	同上
単元未満株式	普通株式 300	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,050,000	—	—
総株主の議決権	—	54,728	—

国分中部

平成29年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,228,493	2,228,493	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,228,493	—	—
総株主の議決権	—	2,228,493	—

② 【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である平成31年4月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となるトークンにおいては平成30年9月30日現在の、国分中部においては平成29年12月31日現在の自己株式につきましては、以下のとおりです。

トークン

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社トークン	名古屋市熱田区川並町 4番8号	1,576,900	—	1,576,900	22.36
計	—	1,576,900	—	1,576,900	22.36

国分中部

平成29年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3 【配当政策】

配当の基本的な方針、毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針、内部留保資金の用途につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

また、最近事業年度の配当決定に当たっての考え方につきましては、当社は本株式移転により平成31年4月1日に設立予定であるため、本報告書提出日現在において決算期を迎えておらず、該当事項はありません。

当社の剰余金の配当の基準日は、期末配当については毎年12月31日、中間配当については毎年6月30日とする旨を定款で定める予定であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定めることができる旨を定款で定める予定であります。

4 【株価の推移】

当社は新設会社であるため、株価の推移はありませんが、当社の完全子会社となるトークンの株価の推移は以下のとおりです。なお、当社の完全子会社となる国分中部は非上場であるため株価の推移はありません。

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

トークン

回次	第65期	第66期	第67期	第68期	第69期
決算年月	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月	平成29年9月	平成30年9月
最高(円)	2,325	2,065	2,100	2,436	2,298
最低(円)	1,736	1,650	1,620	1,863	1,890

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所市場第二部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

トークン

月別	平成30年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,121	2,050	2,298	2,252	1,990	1,990
最低(円)	1,890	2,000	2,000	2,000	1,820	1,550

(注) 最高・最低株価は、名古屋証券取引所市場第二部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

平成31年4月1日に就任予定の当社の役員 の 状 況 は、 以 下 の と お り で す。

男 性 7 名 女 性 一 名 (役 員 の う ち 女 性 の 比 率 一 %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する トークン の株式数 (千株) (2) 所有する 国分中部 の株式数 (千株) (3) 割り当て られる当 社の株式 数(千株)
代表取締役 社長		永津 嘉人	昭和50年10月1日生	平成11年4月 アサヒビール(株)入社 平成16年3月 トーカン入社 平成20年10月 改善推進室長 平成20年12月 トーカン執行役員就任 平成21年10月 営業担当社長補佐兼改善推進室長 平成22年12月 トーカン取締役執行役員就任 平成23年10月 トーカン取締役常務執行役員就任 平成24年10月 営業担当兼改善推進室長 平成25年10月 営業本部長兼改善推進室長 平成26年10月 透康(上海)商貿有限公司董事長就任 トーカン取締役専務執行役員就任 営業本部長(現任) トーカン代表取締役執行役員社長 就任(現任)	(注) 2	(1) 169千株 (2) 一千株 (3) 169千株
代表取締役 副社長		福井 稔	昭和36年12月14日生	昭和59年4月 国分(株)入社 平成14年3月 九州支社沖繩支店長 平成22年4月 北海道支社付部長 平成22年4月 (シュレン国分(株)出向) 平成24年1月 北海道支社長 平成27年1月 国分(株)執行役員就任 平成28年1月 中部支社長 国分グループ本社経営統括本部付 部長兼国分中部代表取締役社長 執行役員兼国分フードクリエイト(株) 執行役員中部支社長(現任)	(注) 2	(1) 一千株 (2) 一千株 (3) 一千株
専務取締役		神谷 亨	昭和32年2月23日生	昭和54年3月 トーカン入社 平成12年10月 経営企画室長 平成13年12月 トーカン取締役就任 平成15年10月 管理本部長補佐兼経理部長 平成16年10月 経営統括本部副本部長 (管理グループ担当)兼経理部長 平成16年12月 トーカン取締役執行役員就任 平成17年10月 経営統括本部副本部長 (管理グループ担当)兼経営企画室長 平成17年12月 トーカン取締役常務執行役員就任 平成19年10月 管理担当兼管理統括部長 兼同法務総務部長 平成21年10月 管理担当兼管理統括部長 平成22年10月 管理担当兼情報担当兼管理統括部長 平成26年10月 トーカン取締役専務執行役員就任 (現任)管理統括部長 平成28年6月 (株)テスク社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 平成28年10月 管理担当(現任)	(注) 2	(1) 13千株 (2) 一千株 (3) 13千株

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する トーカンの 株式数 (千株) (2) 所有する 国分中部 の株式数 (千株) (3) 割り当て られる当 社の株式 数(千株)
取締役 (非常勤)		相澤 正邦	昭和33年8月4日生	昭和57年4月 平成15年3月 平成18年1月 平成21年4月 平成22年7月 平成25年1月 平成27年1月 平成28年1月 平成29年3月 国分(株)入社 経営統括室部長兼営業統括本部部長 兼首都圏統括本部部長 首都圏第三支社付部長 (吉見国分(株)出向) 経理財務部長 低温統括部部長 国分(株)執行役員就任 低温・フードサービス統括部部長 経営統括本部部長兼事業開発部長 兼低温フレッシュ・フードサービス 統括部付部長 国分グループ本社経営企画部長(現 任)兼ヘルスケア統括部長(現任)兼 経営統括本部部長 国分グループ本社取締役執行役員 就任 経営統括本部副本部長(現任)	(注) 2	(1) 一千株 (2) 一千株 (3) 一千株
取締役 (常勤監査等 委員)		鬼頭 雅人	昭和30年12月23日生	昭和53年3月 平成12年10月 平成20年10月 平成22年12月 トーカン入社 業務部長 王将権茸(株)管理部長 トーカン監査役(常勤)就任(現任)	(注) 3	(1) 5千株 (2) 一千株 (3) 5千株
取締役 (監査等委員)		高橋 克紀	昭和19年6月8日生	昭和43年4月 平成18年6月 平成19年6月 平成21年6月 平成26年12月 平成29年12月 豊田通商(株)入社 東洋棉花(株)社外監査役 豊田通商(株)取締役副社長就任 豊田通商(株)取締役副会長就任 TBカワシマ(株)社外取締役 トーカン取締役相談役就任 トーカン取締役(現任)	(注) 3	(1) 一千株 (2) 一千株 (3) 一千株
取締役 (監査等委員)		中野 克己	昭和16年12月1日生	昭和50年4月 昭和57年12月 平成13年12月 平成20年6月 平成27年6月 中野法律事務所開設 トーカン顧問就任 トーカン監査役就任(現任) ヤマザキマザック(株)社外監査役 就任(現任) ヤマザキマザックキャピタル(株) 監査役就任(現任)	(注) 3	(1) 一千株 (2) 一千株 (3) 一千株
計						(1) 187千株 (2) 一千株 (3) 187千株

- (注) 1. 取締役(監査等委員)高橋克紀氏及び中野克己氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、平成31年4月1日である当社の設立日より、平成31年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、平成31年4月1日である当社の設立日より、平成32年12月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 所有するトークン及び国分中部の株式数は、本報告書提出日現在の所有状況に基づき記載しております。また割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、本株式移転の株式移転比率を勘案して算出しております。よって、当社が設立される日の直前までに、所有する両社の株式数及び割り当てられる当社の株式数は変動することがあります。
5. 役名及び職名は、本報告書提出日現在において予定される役職名を記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関する事項のうち、本報告書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項については、当社は新設する会社であるため、未定です。

① 会社の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置いたします。なお、会計監査人については、太陽有限責任監査法人を予定しております。

② 株主総会の普通決議要件

当社は、株主総会の普通決議要件について、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定です。

③ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

④ 取締役に関する定款の規定

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする旨を定款に定める予定です。取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定める予定です。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨を定款に定める予定です。取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定める予定です。

⑤ 重要な業務執行の決定の取締役への委任

当社は、監査等委員会設置会社となる予定であるため、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる旨を定款に定める予定です。

⑥ 取締役の報酬等

当社は、取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」といいます。)を、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める予定です。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの監査等委員でない取締役の報酬等は金3億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)とし、監査等委員である取締役の報酬等は金5千万円以内とする旨を定款(附則)に定める予定であります。

⑦ 社外取締役に關する事項

社外取締役は2名選任する予定です。

また、社外取締役と当社との間には、人的關係、資金的關係、取引關係その他の利害關係はありません。

⑧ 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

当社は、機動的な配当政策及び資本政策を実施するため剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会決議によらず取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定める予定です。

また当社は、取締役が期待される役割を十分に發揮できるよう、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含みます)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定める予定です。

⑨ 取締役の責任免除

当社は、取締役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定める予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする予定です。

⑩ その他の事項

その他の事項については、当社は新設する会社であるため、未定です。

(2) 【監査報酬の内容等】

当社は新設する会社であるため、該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 【連結財務諸表等】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経理の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、該当する連結子会社がなく連結財務諸表等は作成しておりません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経理の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、後記「(3) その他」をご参照下さい。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるトークンの経理の状況につきましては有価証券報告書(平成30年12月19日提出)をご参照下さい。

また、同じく当社の完全子会社となる国分中部につきましては、後記「(3) その他」をご参照下さい。

(3) 【その他】

当社の完全子会社となる国分中部の財務諸表は以下のとおりであります。ただし、国分中部は非上場企業であるため、有価証券報告書を作成しておらず、金融商品取引法上の監査は受けておりません。

なお、国分中部は、以下の記載の財務諸表の基にした計算書類について会社法監査を実施し、監査報告書を受領しております。

国分中部

① [貸借対照表]

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	51	20
受取手形	※3 156	※3 30
売掛金	24,852	25,577
商品	4,607	4,920
未収収益	1,229	486
預け金	※2 11,365	※2 11,967
繰延税金資産	29	34
その他	6	10
貸倒引当金	△4	△4
流動資産合計	42,294	43,044
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 180	※1 221
機械及び装置	※1 14	※1 11
工具、器具及び備品	※1 79	※1 74
土地	27	27
建設仮勘定	13	—
その他	※1 0	※1 0
有形固定資産合計	316	334
無形固定資産	6	6
投資その他の資産		
投資有価証券	457	616
前払年金費用	—	50
その他	381	345
貸倒引当金	△7	△7
投資その他の資産合計	832	1,005
固定資産合計	1,154	1,346
資産合計	43,449	44,391

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	34	29
買掛金	※2 34,881	※2 35,178
未払金	1,597	1,609
未払費用	438	488
未払法人税等	126	206
未払消費税等	71	39
預り金	33	32
賞与引当金	35	43
その他	-	0
流動負債合計	37,216	37,629
固定負債		
繰延税金負債	89	155
受入保証金	364	328
退職給付引当金	28	0
固定負債合計	482	483
負債合計	37,698	38,113
純資産の部		
株主資本		
資本金	500	500
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,827	3,827
資本剰余金合計	3,827	3,827
利益剰余金		
利益準備金	6	9
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,187	1,600
利益剰余金合計	1,193	1,610
株主資本合計	5,521	5,937
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	229	339
評価・換算差額等合計	229	339
純資産合計	5,750	6,277
負債純資産合計	43,449	44,391

② [損益計算書]

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	※1 143,283	※1 145,056
売上原価		
商品期首たな卸高	5,042	4,607
当期商品仕入高	※1 136,773	※1 138,860
合計	141,816	143,468
商品期末たな卸高	4,607	4,920
商品売上原価	※2 137,208	※2 138,547
売上総利益	6,074	6,508
販売費及び一般管理費	※1, ※3 5,827	※1, ※3 5,830
営業利益	247	678
営業外収益		
受取利息及び配当金	27	18
物流業務手数料収入	7	7
陳列応援収入	7	—
自動販売機手数料収入	—	4
その他	11	5
営業外収益合計	53	36
営業外費用		
支払利息	2	1
固定資産除却損	6	4
事業所移転費用	2	2
その他	0	2
営業外費用合計	12	10
経常利益	288	704
特別利益		
退職給付制度改定益	9	—
特別利益合計	9	—
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	2	—
特別損失合計	2	—
税引前当期純利益	295	704
法人税、住民税及び事業税	113	235
法人税等調整額	8	16
法人税等合計	122	252
当期純利益	172	452

③ [株主資本等変動計算書]

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	155	50	50	6	1,014	1,020	1,225
当期変動額							
会社分割による増加	345	3,643	3,643				3,988
合併による増加		134	134				134
当期純利益					172	172	172
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	345	3,777	3,777	—	172	172	4,295
当期末残高	500	3,827	3,827	6	1,187	1,193	5,521

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	150	150	1,376
当期変動額			
会社分割による増加			3,988
合併による増加			134
当期純利益			172
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	78	78	78
当期変動額合計	78	78	4,374
当期末残高	229	229	5,750

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	500	3,827	3,827	6	1,187	1,193	5,521
当期変動額							
剰余金の配当				3	△39	△35	△35
当期純利益					452	452	452
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	3	413	416	416
当期末残高	500	3,827	3,827	9	1,600	1,610	5,937

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	229	229	5,750
当期変動額			
剰余金の配当			△35
当期純利益			452
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	110	110	110
当期変動額合計	110	110	527
当期末残高	339	339	6,277

④ [キャッシュ・フロー計算書]

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	295	704
減価償却費	42	44
退職給付に係る資産負債の増減額(△は減少)	△101	△77
賞与引当金の増減額(△は減少)	35	8
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△18	0
受取利息及び受取配当金	△27	△18
支払利息	2	1
固定資産除却損	3	2
売上債権の増減額(△は増加)	△16,844	△599
たな卸資産の増減額(△は増加)	436	△310
仕入債務の増減額(△は減少)	23,639	292
未収収益の増減額(△は増加)	442	737
未払金の増減額(△は減少)	1,483	35
預け金の増減額(△は増加)	△9,435	△602
その他の資産の増減額(△は増加)	11	1
その他の負債の増減額(△は減少)	55	△36
その他	20	35
小計	41	217
利息及び配当金の受取額	27	18
利息の支払額	△2	△1
法人税等の支払額	△16	△192
営業活動によるキャッシュ・フロー	49	42
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△41	△68
投資有価証券の取得による支出	△3	△4
差入保証金の差入による支出	△6	△11
差入保証金の回収による収入	—	46
その他	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50	△37
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△0	—
配当金の支払額	—	△35
財務活動によるキャッシュ・フロー	△0	△35
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△0	△30
現金及び現金同等物の期首残高	14	51
合併による現金及び現金同等物の増加額	37	—
現金及び現金同等物の期末残高	※ 51	※ 20

[注記事項]

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数としては以下のとおりであります。

建物	3年～50年
----	--------

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により、費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

また、上記退職給付制度の加入対象外従業員に関しては、退職給付にかかる期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法によっております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数としては以下のとおりであります。

建物 3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年)による定額法により、費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

また、上記退職給付制度の加入対象外従業員に関しては、退職給付にかかる期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法によっております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	698百万円	730百万円

※2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

区分掲記されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
預け金	11,815百万円	11,920百万円
買掛金	30,645 "	31,853 "

※3 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、期末残高に含まれております。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
受取手形	5百万円	5百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
営業取引による取引高		
当期商品仕入高	145,122百万円	145,559百万円
営業取引以外の取引高		
受取利息及び配当金(受取利息)	21百万円	12百万円

※2 期末たな卸高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価額が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
	7百万円	5百万円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
荷役費	2,108百万円	2,083百万円
給料手当	1,202 "	1,177 "
システム委託料	628 "	665 "

おおよその割合

販売費	48.6%	48.2%
一般管理費	51.4 "	51.8 "

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,228,493	—	—	2,228,493

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成29年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	35	16	平成28年 12月31日	平成29年 3月27日

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,228,493	—	—	2,228,493

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成29年3月27日 定時株主総会	普通株式	35	16	平成28年 12月31日	平成29年 3月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
平成30年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	90	40.60	平成29年 12月31日	平成30年 3月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金	51百万円	20百万円
現金及び現金同等物	51百万円	20百万円

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
1年内	522百万円	522百万円
1年超	3,918百万円	3,395百万円
合計	4,440百万円	3,918百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、親会社である国分グループ本社株式会社が導入しているキャッシュ・マネージメント・システムに参加しており、独自の余剰資金運用は行っておりません。また資金調達に関しては、親会社からの調達による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクがあります。当該リスクに対し、与信限度枠の設定及び残高管理を行っており、必要に応じて担保並びに保証を取得しております。仕入割戻等の未入金分である未収収益は、仕入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに対し、各社の業績管理を定期的に行っております。預け金は、キャッシュ・マネージメント・システムを利用した余裕資金の運用によるものであります。投資有価証券は、主として上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、1年以内の支払期日です。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、「債権債務管理規則」に従い、債権について、営業部署・購買部署及び経理財務部が取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、信用状況を定期的に把握し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。当事業年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク(為替等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

資金調達に関しては、当社管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新すると共に、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)をご参照ください。)

前事業年度(平成28年12月31日)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	51	51	—
(2) 受取手形	156		—
(3) 売掛金	24,852		—
貸倒引当金(※)	△4		
	25,004	25,004	—
(4) 未収収益	1,229	1,229	—
(5) 預け金	11,365	11,365	—
(6) 投資有価証券	456	456	—
資産計	38,107	38,107	—
(1) 支払手形	34	34	—
(2) 買掛金	34,881	34,881	—
(3) 未払金	1,597	1,597	—
負債計	36,512	36,512	—

(※) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(平成29年12月31日)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	20	20	—
(2) 受取手形	30		—
(3) 売掛金	25,577		—
貸倒引当金(※)	△4		
	25,603	25,603	—
(4) 未収収益	486	486	—
(5) 預け金	11,967	11,967	—
(6) 投資有価証券	615	615	—
資産計	38,695	38,695	—
(1) 支払手形	29	29	—
(2) 買掛金	35,178	35,178	—
(3) 未払金	1,609	1,609	—
負債計	36,817	36,817	—

(※) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 受取手形 (3) 売掛金 (4) 未収収益 並びに (5) 預け金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

負 債

(1) 支払手形 (2) 買掛金 (3) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
非上場株式	1	1

非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度(平成28年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	51	—	—	—
受取手形	156	—	—	—
売掛金	24,852	—	—	—
未収収益	1,229	—	—	—
預け金	11,365	—	—	—
合計	37,654	—	—	—

当事業年度(平成29年12月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	20	—	—	—
受取手形	30	—	—	—
売掛金	25,577	—	—	—
未収収益	486	—	—	—
預け金	11,967	—	—	—
合計	38,083	—	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(平成28年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	456	122	334
小計	456	122	334
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	456	122	334

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額1百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成29年12月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	615	126	488
小計	615	126	488
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	615	126	488

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額1百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。退職給付制度の加入対象外従業員に関しては、退職一時金制度を採用しております。

確定給付企業年金制度(積立型制度)では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

退職一時金制度(非積立型制度)では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
退職給付債務の期首残高	570	590
勤務費用	47	45
利息費用	6	6
数理計算上の差異の発生額	△27	△22
退職給付の支払額	△6	△19
退職給付債務の期末残高	590	601

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
年金資産の期首残高	477	566
期待運用収益	9	11
数理計算上の差異の発生額	△39	△20
事業主からの拠出額	124	123
退職給付の支払額	△6	△19
年金資産の期末残高	566	661

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表
(百万円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	590	601
年金資産	△566	△661
	23	△60
未認識数理計算上の差異	4	10
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	27	△50
退職給付引当金	27	—
前払年金費用	—	△50
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	27	△50

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
勤務費用	47	45
利息費用	6	6
期待運用収益	△9	△11
数理計算上の差異の費用処理額	2	4
確定給付制度に係る退職給付費用	46	45

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
生保勘定	41.7%	37.4%
株式	12.1%	12.1%
債券	32.6%	29.8%
その他	13.6%	20.7%
合計	100.0%	100.0%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
割引率	1.15%	1.15%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
一時金選択率	85.00%	85.00%

3. 簡便法を適用した退職一時金制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	0	0
退職給付費用	0	0
退職給付の支払額	—	—
退職給付引当金の期末残高	0	0

(2) 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	(百万円)	
	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	0	0
退職給付引当金	0	0
前払年金費用	—	—
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	0	0

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前事業年度	0百万円	当事業年度	0百万円
----------------	-------	------	-------	------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
(繰延税金資産)		
未払事業税	13百万円	15百万円
賞与引当金	10 "	13 "
投資有価証券評価損	8 "	8 "
退職給与引当金	8 "	— "
その他	10 "	5 "
繰延税金資産小計	52百万円	43百万円
評価性引当額	△8 "	— "
繰延税金資産合計	44百万円	43百万円
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	△104百万円	△148百万円
その他	— "	△15 "
繰延税金負債合計	△104百万円	△164百万円
繰延税金負債の純額	△60百万円	△121百万円

(注) 繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
(流動資産)		
繰延税金資産	29百万円	34百万円
(固定負債)		
繰延税金負債	89百万円	155百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率	32.8%	30.7%
(調整)		
交際費等永久に損金算入されない項目	3.0 "	1.0 "
留保金課税	0.4 "	1.7 "
住民税均等割等	3.9 "	1.7 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△2.0 "	— "
評価性引当金	2.1 "	1.1 "
その他	1.2 "	△0.4 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.4%	35.8%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成29年1月1日に開始する事業年度から平成30年1月1日に開始する事業年度までに解消が見込まれる一時差異については従来の33.06%から30.70%となり、平成31年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.47%となります。この税率変更に伴う影響は軽微です。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

食品酒類卸売事業及びこれらの付帯事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

[関連当事者情報]

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	国分グループ 本社株式会社	東京都 中央区	3,500	食品酒類 卸売事業	(被所有) 直接 97.5%	当社取扱商品 の購入 役員の兼任	商品の購入(注)1	149,060	買掛金	30,645
							受取手数料(注)1	3,937	未収収益	500
							資金貸借(注)2	10,296	預け金	11,314
							利息の受取(注)1	21		

(注) 1. 価格、金利その他の条件は、市場実勢を勘案して取引を行っております。

2. 当社は、国分グループ本社株式会社が導入しているキャッシュ・マネージメント・システムに参加しており、資金の取引実態を開示するために取引金額は純額表示しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

国分グループ本社株式会社(非上場)

国分ホールディングス株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	国分グループ 本社株式会社	東京都 中央区	3,500	食品酒類 卸売事業	(被所有) 直接 97.5%	当社取扱商品 の購入 役員の兼任	商品の購入(注)1	149,871	買掛金	31,853
							受取手数料(注)1	4,311	未収収益	13
							資金貸借(注)2	606	預け金	11,920
							利息の受取(注)1	12		

(注) 1. 価格、金利その他の条件は、市場実勢を勘案して取引を行っております。

2. 当社は、国分グループ本社株式会社が導入しているキャッシュ・マネージメント・システムに参加しており、資金の取引実態を開示するために取引金額は純額表示しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

国分グループ本社株式会社(非上場)

国分ホールディングス株式会社(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	2,580円59銭	2,817円12銭
1株当たり当期純利益	77円56銭	202円96銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当期純利益	172百万円	452百万円
普通株主に帰属しない金額	一百万円	一百万円
普通株式に係る当期純利益	172百万円	452百万円
普通株式の期中平均株式数	2,228千株	2,228千株

⑤ [附属明細表]
 [有価証券明細表]
 [株式]

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資 有価証券	その他 有価証券	Genky Drug Stores 株式会社	39,134	160
		キリンホールディングス株式会社	37,000	105
		イオン株式会社	45,550	86
		マックスバリュ中部株式会社	51,554	72
		カゴメ株式会社	15,880	66
		ハウス食品グループ本社株式会社	17,671	66
		東洋水産株式会社	7,000	33
		株式会社百五銀行	28,670	15
		サッポロホールディングス株式会社	1,600	5
		藤田観光株式会社	845	2
		その他	4,040	1
		小計	248,945	616
計		248,945	616	

[有形固定資産等明細表]

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	180	60	0	19	221	314
	機械及び装置	14	—	0	3	11	122
	工具、器具及び備品	79	18	1	21	74	288
	土地	27	—	—	—	27	—
	建設仮勘定	13	—	13	—	—	—
	その他	0	—	0	0	0	5
	計	316	78	16	44	334	730
無形固定資産	その他	—	—	—	0	6	3
	計	—	—	—	0	6	3

(注) 無形固定資産の金額が資産総額の1%以下であるため「当期首残高」「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

[社債明細表]

該当事項はありません。

[借入金等明細表]

該当事項はありません。

[引当金明細]

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	11	2	2	11
賞与引当金	35	43	35	43

[資産除去債務明細表]

該当事項はありません。

(2) [主な資産及び負債の内容]

① 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
当座預金	6
普通預金	14
計	20
合計	20

② 受取手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株式会社佐野屋	10
株式会社石津屋	7
株式会社マスヤ	6
株式会社杉八	3
リカー浜町安文	1
その他	1
合計	30

期日別内訳

相手先	金額(百万円)
平成29年12月満期	5
平成30年1月満期	21
平成30年2月満期	4
合計	30

(注) 平成29年12月満期の受取手形は期末日満期手形であります。

③ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
国分グループ本社株式会社	7,054
ユニー株式会社	2,109
国分首都圏株式会社	1,618
株式会社クスリのアオキ	1,578
ゲンキー株式会社	1,354
その他	11,861
合計	25,577

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{\frac{2}{(B)} \times 365}$
24,852	245,972	245,247	25,577	90.5	37.4

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

④ 商品

区分	金額(百万円)
食品	2,261
酒類	2,120
麦酒	505
その他	32
合計	4,920

⑤ 預け金

相手先	金額(百万円)
国分グループ本社株式会社	11,920
その他	47
合計	11,967

⑥ 支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
二階堂酒造有限会社	29
合計	29

期日別内訳

相手先	金額(百万円)
平成30年1月満期	29
合計	29

⑦ 買掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
国分グループ本社株式会社	31,853
国分関信越株式会社	543
日本酒類販売株式会社	395
ヤマキ株式会社	296
カナカン株式会社	201
その他	1,887
合計	35,178

第6 【上場申請会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
株券の種類	該当事項はありません。
剰余金の配当の基準日	12月31日、6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	未定
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	未定

(注) 単元未満株式を有する当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を当社定款で定める予定であります。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【上場申請会社の参考情報】

1 【上場申請会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当社は本報告書提出日までに、以下の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書（組織再編成・上場）及びその添付書類

平成30年12月3日東海財務局長に提出。

(2) 訂正届出書（上記有価証券届出書（組織再編成・上場）の訂正届出書）

平成30年12月20日東海財務局長に提出。

なお、上場申請会社である当社の完全子会社となる予定の株式会社トークン及び国分中部株式会社が、それぞれ最近事業年度の開始日から本報告書提出日までに提出した金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

トークン

事業年度 第69期(自平成29年10月1日 至平成30年9月30日) 平成30年12月19日東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。

② 【四半期報告書又は半期報告書】

トークン

事業年度 第70期(自平成30年10月1日 至平成31年9月30日) 平成31年2月14日東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。

③ 【臨時報告書】

トークン

①の有価証券報告書の提出後、本報告書提出日(平成31年3月1日)までに、以下の臨時報告書を提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成30年12月20日に東海財務局長に提出。

国分中部

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

トークン

該当事項はありません。

国分中部

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

トークン

トークン 本社
(名古屋市熱田区川並町4番8号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

国分中部

該当事項はありません。

第三部 【上場申請会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部 【上場申請会社の特別情報】

第1 【最近の財務諸表】

1 【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2 【損益計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3 【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4 【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本報告書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

第2 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。